

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2019年第7回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年7月25日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時00分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 敏夫			
出席者	農業委員	( 出席人数：19人 )			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄	15	小澤 治夫
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫	19	齋藤 敏夫
		10	山崎 勇喜		
	事務局	( 出席人数：5人 )			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
市長部局	( 出席人数：2人 )				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化推進委員		島田 定夫・濱野 國雄・野村 三男・田口 守			

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）について：公開          議案第2号農地法第4条（知事）について：公開          議案第3号農地法第5条（知事）について：公開          議案第4号租税特別措置法適格者証明について：公開          議案第5号生産緑地法従事者証明について：公開          議案第6号農地利用最適化推進委員の委嘱：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録  <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録  <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 992 627 1055">議席番号</th> <th data-bbox="627 992 1442 1055">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1055 627 1133">7</td> <td data-bbox="627 1055 1442 1133">萩原 勝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1133 627 1211">8</td> <td data-bbox="627 1133 1442 1211">星野 治三郎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1211 627 1276">9</td> <td data-bbox="627 1211 1442 1276">渡邊 幸夫</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	7	萩原 勝	8	星野 治三郎	9	渡邊 幸夫
議席番号	委員氏名								
7	萩原 勝								
8	星野 治三郎								
9	渡邊 幸夫								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第7回総会を開会いたします。本日、欠席の通告はございません。在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員会 委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>(1) 生産緑地の取得斡旋について</p> <p>(2) 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について</p> <p>(3) 農業祭について</p> <p>(4) 農委だよりについて</p> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）について」1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）について」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）について」1議案7件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」1議案3件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明について」1議案1件、</p> <p>日程6 議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」</p> <p>合計6議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号7番萩原勝委員、8番星野治三郎委員、9番渡邊幸夫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号30番、31番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が2件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号30番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>

事務局	次に、申請番号31番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3、4頁、詳細図は5、6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり) 異議なしと認め、申請番号30番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号30番について、令和元年7月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号31番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号31番について、令和元年7月2日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。また、担当地区外の申請人保有農地についても農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているため、問題なしと報告をうけております。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号2番齋藤千松委員より申請番号30番、31番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号30番、31番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	議席番号10番山崎です。申請番号30番について質問します。譲受人の申請人保有農地について、推進委員の担当地区外にも農地を所有していると思います。その保有農地は適正に管理されていますか。
事務局	ただいまの質問についてお答えします。農地は適正に管理されています。
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号30番、31番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号30番、31番を許可と決しました。</p> <p>次に、日程2議案第2号、「農地法第4条(知事)について」を議題といたします。申請番号12番、13番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が2件あったので、審議を求める。議案書の2頁をご覧ください。申請番号12番について、申請理由について、申請人は、自己用住宅を建築するためこの度の申請に至ったものです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。農地との境界部は、土留めを設置します。資金については融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、申請地辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。申請番号13番について、申請人は、農家用通路の追認のため、この度の申請に至ったものです。案内図は9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月18日当初除外です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、工事不要のため資金はかかりません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺はおおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。</p>
議長	次に、申請番号12番について、担当地区の島田定夫推進委員より意見を求めます。

推進委員	申請番号12番について、令和元年7月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地の一部について、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。事務局より代理人に是正指導し、保有農地の現地調査をしたところ、雑草が刈り取られて、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号13番について、担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号13番について、令和元年7月8日午前10時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号2番齋藤千松委員より申請番号12番、13番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号12番、13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号12番、13番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号12番、13番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程3議案第3号、「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号41番から47番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が7件あったので、

事務局

審議を求める。議案書3頁をご覧ください。申請番号申請番号41番、42番について関連する案件のため、一括で説明します。申請番号41番の転用計画は、分家住宅を建築するためです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。平成30年9月25日自己用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、土留めを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺はおおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。申請番号42番について、転用計画は、申請番号41番の分家住宅の排水工事のための一時的転用です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。一時的転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己工事のため、資金不要です。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺はおおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。申請番号43番について、申請法人は、建設資材の販売を営んでいます。転用計画は、駐車場の敷地拡張です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で2300.78㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号44番について、申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、社員用の共同住宅の建設です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で1122.89㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は、東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水に排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計

事務局	<p>画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い農地区分は、水道、ガス管等が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つ以上の教育、医療施設がある区域であり、農地区分は第3種農地と考えます。申請番号45番について、申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、駐車場の敷地拡張です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、北西及び北東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部はコンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号46番について、平成31年3月に申請し、令和元年6月に取下げ申請があり、再申請となります。転用計画は、駐車場の増設です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号47番について、申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、駐車場の増設です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日駐車場で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、新設ブロック及び土留めを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、申請番号42番について、担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号42番について、令和元年7月8日午前10時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が</p>



推進委員	確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号1番川鍋信一委員より申請番号41番から47番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号41番から47番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号46番について、質問します。前回申請時の転用面積と、駐車台数について教えてください。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。転用面積が3,821㎡、駐車台数は102台です。
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号41番から47番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号41番から47番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号19番から21番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が3件あったので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号19番について、案内図は27頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地

事務局	を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。申請番号20番、21番について、関連案件のため、一括で説明します。案内図は28頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を2名で共有で相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者のうち一人が経営主で年間従事日数は300日です。他1名の年間従事日数は100日です。
議長	次に申請番号19番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号19番について、令和元年7月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号20番、21番について、担当地区の島田定夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号20番、21番について、令和元年7月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号3番鈴木宏委員より申請番号19番から21番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号19番から21番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)

議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号19番から21番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号19番から21番について証明書を発行することと決しました。</p> <p>次に、日程5議案第5号「生産緑地法従事者証明について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「生産緑地法従事者証明について」証明願が1件あったので、審議を求める。議案書の15頁をご覧ください。まず初めに、生産緑地について簡単にご説明します。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。一定の事由の1つ目が、指定から30年を経過したとき、2つ目が、主たる従事者が死亡したとき、3つ目が主たる従事者が故障等で農業に従事することができなくなった場合となります。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号4番について、第12号生産緑地地区の全部です。案内図は29頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請人は農業従事日数60日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和元年6月にされたことにより、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号4番について、令和元年7月11日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号3番鈴木宏委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお</p>

委員	<p>示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決には入ります。申請番号4番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立) 起立全員です。議案第5号「生産緑地法従事者証明について」申請番号4番について証明書を発行することと決しました。 次に、日程6議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案書10頁をご覧ください。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により春日部市農業委員会の承認を求め。区域番号4、豊春地区、小川 寛。以下記載のとおりです。略歴につきましては、議案書11ページにお示しのとおりです。欠格事項につきましては、農業委員会第18条第4項に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては、令和元年8月1日から令和2年11月30日までといたします。</p>
議長	<p>これより、質疑を省略し討論を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり) 討論なしと認め、討論を終結します。それでは採決に入ります。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (起立全員)</p>
議長	<p>全員起立です。 よって議案第6号は原案のとおり決定いたしました。 日程7報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」 日程8報告第2号「農地法第4条（届出）について」 日程9報告第3号「農地法第5条（届出）について」 日程10報告第4号「農地法第18条（通知）について」 日程11報告第5号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書</p>

議長

の12ページから24ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第7回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時5分から同会場で開催いたします。

閉会（午前11時00分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番